

学校の部活動に係る活動方針

愛媛県立宇和島南中等教育学校

1 はじめに

本方針は、愛媛県及び愛媛県教育委員会が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する方針」に則り生徒の健全な成長や教師の業務負担の軽減に資するために定めるものである。

2 活動計画及び活動実績について

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、必要に応じて活動実績を報告する。
- (2) 校長は、必要に応じて毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、指導者の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 適切な休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間については、本校の生徒や地域の実態及び競技の特性や活動環境、学校運営の実情等を考慮し、以下のように定める。

- (1) 年間平均で、週当たり2日程度の休養日を設ける。
 - * 平日の休養日を1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）の休養日を1日とする。ただし、週末に大会・練習試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。
- (2) 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、(1)以外にもまとまった休養日を設定する。
- (3) 平日の活動時間は、2時間程度とする。休業日の活動時間は、3時間程度とする。（練習試合等特別な場合は除く。）